

令和4年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画  
(ごみ処理実施計画)(案)

芦 屋 市

# 芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

## 目 次

基本理念及び基本方針	1
1 計画区域等	1
2 計画期間	1
3 処理主体	1
4 ごみ処理の評価	2
5 方策の検証	5
6 課題の抽出と次年度の取組	5
7 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）	7
8 収集・運搬計画	7
9 中間処理計画	12
10 最終処分計画	13

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

### 基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、  
持続可能な循環型社会を目指します

### 基本方針

- (1) 基本方針1 日常における環境意識の醸成
- (2) 基本方針2 市民参画・協働の推進
- (3) 基本方針3 多様な主体との連携
- (4) 基本方針4 排出事業者・責任の徹底
- (5) 基本方針5 新施設の検討・構想

#### 1 計画区域等

- (1) 収集区域：芦屋市全域
- (2) 収集面積：18.57km<sup>2</sup>
- (3) 計画収集人口：95,305人（令和3年10月1日現在）

#### 2 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### 3 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）	市（委託）
事業系ごみ	排出者自ら 市の許可業者		

#### 4 ごみ処理の評価

本計画の上位計画である平成28年度策定の「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」において設定した目標値と現況（見込み）の比較結果は次のとおりです。

なお、R3年度の見込みは、令和4年1月末時点のデータを基に前年と比較し推測で作成しています。

##### (1) 目標値の評価

表①目標値のR3年度達成見込み

項目\年度	単位	R3	R2	R3	評価
		(見込)	(実績)	(目標)	
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	937.6	943.1	934.9	未達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	546.3	549.9	519.8	未達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,577	8,384	8,447	未達成
④ 集団回収量	t/年	2,928	3,074	4,003	未達成
⑤ リサイクル率	—	15.70%	16.40%	19.30%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	4,384	4,337	4,744	達成

##### (2) ごみ量の内訳

表②ごみ量全体

項目\年度	単位	R3	R2	増減	増減
		(見込)	(実績)	量	%
①生活系ごみ	t/年	24,040	24,481	-441	-1.8%
②事業系ごみ	t/年	8,577	8,384	193	2.3%
合計	t/年	32,617	32,865	-248	-0.8%

表③1人1日当たりのごみ排出量

項目\年度	単位	R3	R2	増減	増減
		(見込)	(実績)	量	%
①ごみ量全体	t/年	32,617	32,865	-248	-0.8%
②人口（10月1日現在）	人	95,305	95,475	-170	-0.2%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※	g/人・日	937.6	943.1	-5.4	-0.6%

※ ①/365/②\*1,000,000

表④生活系ごみ量内訳

項目\年度	単位	R3	R2	増減	増減
		(見込)	(実績)	量	%
生活系ごみ	t/年	24,040	24,481	-441	-1.8%
燃やすごみ	t/年	17,726	17,710	16	0.1%
燃やさないごみ	t/年	2,994	3,244	-250	-7.7%
資源ごみ	t/年	2,107	2,243	-136	-6.1%
紙資源	t/年	943	1,004	-61	-6.1%
ペットボトル	t/年	228	234	-6	-2.6%
缶	t/年	159	182	-23	-12.6%
びん	t/年	777	823	-46	-5.6%
その他燃やさないごみ	t/年	887	1,001	-114	-11.4%
粗大・一時多量ごみ	t/年	392	453	-61	-13.5%
集団回収	t/年	2,928	3,074	-146	-4.7%
事業系ごみ	t/年	8,577	8,384	193	2.3%
燃やすごみ	t/年	8,340	8,143	197	2.4%
燃やさないごみ	t/年	237	241	-4	-1.7%
ごみ排出量	t/年	32,617	32,865	-248	-0.8%

表⑤家庭系ごみ

項目\年度	単位	R3	R2	増減	増減
		(見込)	(実績)	量	%
①家庭系ごみ※1	t/年	19,005	19,164	-159	-0.8%
②資源ごみ	t/年	2,107	2,243	-136	-6.1%
合計	t/年	21,112	21,407	-295	-1.4%

※1 家庭系ごみ＝生活系ごみから集団回収と資源ごみを除いたもの

表⑥1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

項目\年度	単位	R3	R2	増減	増減
		(見込)	(実績)	量	%
①家庭系ごみ	t/年	19,005	19,164	-159	-0.8%
②人口(10月1日現在)	人	95,305	95,475	-170	-0.2%
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※	g/人・日	546.3	549.9	-3.6	-0.7%

### (3) 資源化量見込みとリサイクル率

表⑦資源化量とリサイクル率

項目\年度	単位	R3	R2	増減	増減
		(見込)	(実績)	量	%
缶・ビン・金属類	t/年	913	948	-35	-3.7%
ペットボトル	t/年	187	179	8	4.5%
小型家電	t/年	73	86	-13	-15.1%
紙資源	t/年	1,026	1,093	-67	-6.1%
①資源化計	t/年	2,199	2,306	-107	-4.6%
②集団回収量	t/年	2,928	3,074	-146	-4.7%
③資源化計(集団回収含む)①+②	t/年	5,127	5,380	-253	-4.7%
④ごみ量計(市全体のごみ量)	t/年	32,617	32,865	-248	-0.8%
リサイクル率③/④		15.7%	16.4%	-0.7%	

#### (4) 前年度との比較

ごみの総量は前年度比△0.8%とほとんど変化はありません。しかし内訳としては、生活系ごみ、集団回収が減少し、事業系ごみが増加する等変化しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言等の影響を受けて、事業系ごみの排出量が減少していましたが、本年度から増加傾向にあります。

生活系ごみ、集団回収の減少ですが、大きな要因の1つは紙資源の減少です。行政回収量自体も大幅に減少しており、電子化の影響で紙媒体自体の減少が原因と推測されます。

紙資源に限らず、資源ごみ、その他燃やさないごみ、粗大・一時多量ごみも減少しています。新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式により、昨年度は資源ごみが増加しましたが、本年度は店舗等の再開の影響があるのか減少しています。

生活系ごみの減少により、1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が前年度より向上しています。しかし、設定した目標値には届いていないため、目標としては未達成になります。

#### (5) 適正処理

新型コロナウイルス感染症の拡大がありましたが、環境処理センターでは、新型コロナウイルス感染症予防を徹底し、1年を通して継続して収集を含むごみ処理を行いました。

焼却炉については、令和元年度は排ガス中の水銀濃度が規制値を超えたため運転を停止しましたが、令和3年度は、1年を通して規制値の値を超えることはありませんでした。

しかし、焼却灰の中に規定値を超える鉛が含まれていたため、令和3年5月19日～6月21日までの約1か月間灰の搬出停止になりました。現在は重金属安定剤を増加し対応しています。また、金属の塊が燃やすごみに混入していたため警告を受けています。対策としては、灰の搬出箇所格子を設置し大型の金属の混入を防止しています。

## 5 方策の検証

令和3年度の方策の検証は、別紙のとおりです  
(別紙参照)

## 6 課題の抽出と次年度の取組

項目	単位	R3 見込	R4 目標※	目標達成のための数値
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	937.6	952.4	
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	546.3	540.8	191 t の家庭ごみ（資源ごみ以外）の減量
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,577	8,905	
⑤ リサイクル率	-	15.7	16.2	163 t のリサイクル量の増加
⑥ 最終処分量	t/年	4,384	4,345	

※ 令和3年度策定中の新計画に基づく目標

新型コロナウイルス感染症に関連して、生活様式の変化もあり、ごみ量についての見通しが非常に難しくなっています。事業活動の従来どおりの再開も未だ見通せない状況ですが、事業系ごみについては、事業活動時間の拡大による増加を見込んでいます。

なお、R4年度の目標は、新計画の実行にあたり立て直したものであり、その目標を見据えながら、当面はR8年度の間目標の達成を目指していきます。

来年度は、議会での議決が前提となりますが、指定ごみ袋の導入に向けた説明会等の取組を中心にすすめます。あたらめて分別の啓発をするとともに、新計画のテーマである環境意識の醸成の足掛かりにしていきます。

事業系ごみについては、本市特有の指定ごみ袋ではありませんが、中身が見える袋でのごみ捨てに変わります。事業者については、分別の啓発を行うとともに排出者責任の徹底に従い、分別の啓発を行っていきます。

分別については、新施設の計画策定を令和4年度から実施するため、その計画策定の中で、プラスチックの分別について検討していきます。

目標値から最も乖離しているリサイクル率については、ごみのハンドブック改訂に合わせ、市内で資源の回収が可能な店舗の協力を得て紹介する等、今までと違った観点も含め取組みます。また、集団回収についても積極的に紹介していく等、長期スパンでの向上を目指します。

参考 兵庫県内の比較（環境省 一般廃棄物処理実態調査結果 令和元年度調査結果より）

県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量	県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量	県内順位	市区町村名	1人1日当たりの排出量	県内順位	市区町村名	リサイクル率 R (直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)/(ごみ処理量+集団回収量)*100
		合計 (ごみ総排出量)*10 <sup>6</sup> / 総人口/366 (g/人日)			生活系ごみ (生活系ごみ搬入量+集団回収量)*10 <sup>6</sup> / 総人口/366 (g/人日)			事業系ごみ (事業系ごみ搬入量)*10 <sup>6</sup> / 総人口/366 (g/人日)			(%)
	県平均	926		県平均	616		県平均	310		県平均	15.7
1	多可町	678	1	加東市	453	1	多可町	146	1	神河町	59.3
2	市川町	724	2	多可町	533	2	市川町	156	2	市川町	58.1
3	加東市	738	3	神河町	544	3	香美町	171	3	養父市	30.6
4	神河町	739	4	伊丹市	547	4	太子町	185	4	宝塚市	29.3
5	丹波市	755	5	加西市	556	5	播磨町	188	5	川西市	27.1
6	太子町	775	6	丹波市	564	6	丹波市	191	6	朝来市	26.6
7	加西市	792	7	市川町	568	7	宍粟市	194	7	猪名川町	23.9
8	播磨町	810	8	西脇市	570	8	神河町	196	8	佐用町	23.0
9	西脇市	817	9	加古川市	577	9	猪名川町	201	9	加古川市	23.0
10	香美町	842	10	太子町	590	10	高砂市	218	10	宍粟市	22.4
11	加古川市	843	11	西宮市	598	11	養父市	222	11	高砂市	21.7
12	宍粟市	845	12	尼崎市	601	12	川西市	225	12	たつの市	21.5
13	伊丹市	851	13	神戸市	608	13	朝来市	229	13	上郡町	20.5
14	高砂市	853	14	明石市	620	14	三田市	230	14	加西市	20.4
15	川西市	856	15	播磨町	622	15	加西市	236	15	新温泉町	20.1
16	養父市	862	16	宝塚市	629	16	西脇市	247	16	播磨町	19.9
17	三田市	868	17	川西市	631	17	芦屋市	256	17	太子町	19.7
18	朝来市	888	18	上郡町	633	18	稲美町	262	18	香美町	19.0
19	尼崎市	904	19	高砂市	635	19	加古川市	266	19	多可町	18.2
20	上郡町	905	20	南あわじ市	636	20	上郡町	272	20	伊丹市	17.5
21	猪名川町	914	21	三田市	638	21	加東市	285	21	芦屋市	16.3
22	稲美町	916	22	豊岡市	640	22	新温泉町	289	22	相生市	15.9
23	宝塚市	918	23	養父市	640	23	宝塚市	289	23	赤穂市	15.6
24	明石市	924	24	佐用町	643	24	佐用町	290	24	稲美町	15.4
25	佐用町	932	25	小野市	645	25	丹波篠山市	291	25	南あわじ市	15.3
26	南あわじ市	938	26	姫路市	646	26	相生市	294	26	姫路市	15.1
27	芦屋市	942	27	洲本市	647	27	南あわじ市	302	27	丹波市	15.0
28	相生市	944	28	相生市	650	28	たつの市	303	28	三田市	13.8
29	小野市	948	29	宍粟市	652	29	尼崎市	303	29	西脇市	13.7
30	西宮市	950	30	福崎町	653	30	小野市	304	30	西宮市	13.5
31	新温泉町	957	31	稲美町	653	31	伊丹市	304	31	豊岡市	13.4
32	姫路市	961	32	朝来市	659	32	明石市	304	32	三木市	13.3
33	神戸市	961	33	たつの市	662	33	姫路市	315	33	神戸市	13.1
34	たつの市	965	34	新温泉町	669	34	赤穂市	342	34	尼崎市	12.6
35	丹波篠山市	983	35	三木市	669	35	豊岡市	347	35	加東市	12.1
36	豊岡市	987	36	香美町	671	36	三木市	352	36	丹波篠山市	11.6
37	三木市	1021	37	芦屋市	686	37	西宮市	352	37	淡路市	10.3
38	洲本市	1026	38	赤穂市	689	38	神戸市	353	38	洲本市	10.0
39	赤穂市	1031	39	丹波篠山市	692	39	洲本市	379	39	明石市	9.9
40	福崎町	1067	40	淡路市	701	40	福崎町	415	40	福崎町	8.4
41	淡路市	1147	41	猪名川町	712	41	淡路市	446	41	小野市	8.0



## 7 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）

### (1) 市民の責務

市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再使用を図り、廃棄物を分別して家庭ごみステーションに排出すること等により、廃棄物の減量化・再資源化その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

### (2) 事業者の責務

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

### (3) 市（行政）の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民及び事業者への啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう情報提供等を行わなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

## 8 収集・運搬計画

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集します。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞紙」、「紙パック」、「ペットボトル」、「缶」、「ビン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とします。

なお、水銀血圧計や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物は環境処理センターへ持ち込むようお願いしていたが、より適正な処理を図るため、拠点回収を実施します。

### (1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市が委託した業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行うこととします。

ただし、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいごみ等）は、月1回車両による収集を行います。

ア 市（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）が収集・運搬するごみ

(ア) 一般家庭が排出する生活系ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

(イ) 事業所が排出する事業系ごみ

(イ) 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）によらないごみ

(イ) 事業活動に伴って生じたごみ

一般廃棄物収集運搬許可業者

会社名	住所	電話番号	ファクス番号
芦屋環境サービス㈱	芦屋市若宮町5-18	34-5788	34-5790
(有)芦屋浄水	芦屋市楠町3-13	22-5672	31-6834
㈱ウィルパワー	芦屋市大原町4-13	62-6350	25-0239
㈱エコワークシステム	芦屋市船戸町3-25	23-3366	32-3777
㈱シントー	芦屋市上宮川町2-10-4F	35-2848	35-2860
(有)NAKAZAWA	芦屋市公光町10-8	25-0441	25-0443
㈱藤起業	芦屋市上宮川町9-3	35-7274	55-3345
㈱丸与商店	芦屋市楠町3-13	22-8598	22-8693

ウ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合での引き取りを進めます。

## (2) 排出方法

ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、家庭ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ 家庭ごみステーションとは、原則として複数の家庭が共同でごみを排出する場所をいい、それを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認することにより決まる。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、閲覧が可能です。

ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、12頁別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出するごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

## (3) 芦屋市さわやか収集

自ら家庭ごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がいのある方で、職員等による面談・調査の結果、一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙類、新聞紙、紙パック、ペットボトル、缶、ピン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集します。

また、希望者に対して安否確認も行い、高齢者又は障がいのある方の生活環境に支障が生じないよう支援します。

#### (4) パイプライン施設

廃棄物運搬用パイプライン施設について、利用者や関係者との協議を重ね具体的な代替収集方法の検討を進めつつ、定められた期間での適正運用に向け、計画的に事業を進めてまいります。

#### ●対象物・排出方法・中間処理方法

本市では12分別による収集を行っており、分別区分別の対象物、排出方法及び中間処理方法は次のとおりです。

分別区分	対象物	排出方法	中間処理方法	
			一次処理	二次処理
燃やすごみ	生ごみ類、布類、プラスチック類等	生ごみ類：水をよく切り、ごみ袋の真ん中に入れて排出 紙おむつ類：汚物をトイレに流してから排出 天ぷら油：紙や布にしみ込ませてから排出 木くず：1本が長さ50cm以内、直径10cm以内に切って束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物：埋立処分
燃やさないごみ	紙資源	段ボール 雑誌・チラシ等 新聞紙 紙パック	別々の袋で排出	保管 資源物：再資源化
	資源ごみ	ペットボトル	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・第1・5・6週に出す場合は、ピンとは別々の袋で排出	選別・圧縮処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		缶	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・はがしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」で排出	選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		ピン	ジュースのピン、調味料のピン等	選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
		その他燃やさないごみ	小型家電、鉄類、ガラス類、陶器類等 整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベ等：中身を使い切り、袋に入れて排出 包丁・はさみ・ガラスの破片等：厚紙に入れて、「キケン」と表示して排出 乾電池類は、中身の見える別袋に入れて排出	破碎・選別処理 資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
粗大ごみ	(縦・横・高さいずれか一辺)50cm以上の燃やすごみ、30cm以上の燃やさないごみ	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し、氏名を記入のうえ、粗大ごみに貼り、予約日に指定場所に排出	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	「粗大ごみ」、「燃やすごみ」、「缶」、「ピン」等に分けて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物：埋立処分
植木剪定ごみ	植木剪定の木、枝、葉っぱ	雑草：土をよく払いごみ袋で排出 木：長さ50cm以内、直径10cm以内に切って、紙等で束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物：埋立処分

#### ●収集回数・地域・区分・方式

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみは、市職員による収集（市直営）、市の委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集のいずれかで実施しています。

一方、事業系ごみは、事業者が自ら持ち込むか、本市の許可業者契約することで収集しています。

ごみの種類と収集回数			収集地域	収集区分	収集方法	搬入先	
燃やすごみ	週 2 回		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町1・10～20番)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回		JR以北、楠町	委託			
	随時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町2～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	市直営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプラインに投入できない物)		芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)	市直営	ステーション方式		
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	第1・5週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番)は委託	ステーション方式	芦屋市環境処理センター
		雑誌・チラシ等	第2週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
		新聞紙	第4週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
		紙パック	第4週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
	ペットボトル	第3週の水曜日及び第1・5・6週	全市域(高浜町2～9番、若葉町を除く)		ステーション方式		
		第1・3・4・5週の木曜日	高浜町2～9番、若葉町				
	缶	第3週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
			JR以北、楠町	委託			
			芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営			
			南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託			
	毎週	芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)	委託				
	ビン	第1・5・6週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式		
			JR以北、楠町	委託			
			芦屋浜(新浜町、浜風町(5～8番を除く)、高浜町1・10～20番、緑町(1・3・4を除く)、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営			
			南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番、海洋町1～7番)	委託			
	毎週	芦屋浜(浜風町5～8番、高浜町2～9番、若葉町、緑町1・3・4番)	委託				
その他燃やさないごみ	第2・4週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市直営	ステーション方式			
		JR以北、楠町	委託				
		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営				
		芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託				
粗大ごみ	申込み・予約制	全市域	市直営	戸別収集			
一時多量ごみ							
植木の剪定ごみ							
事業所が排出するごみ	随時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	戸別収集			
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ							

町名 / 分別種出す時間	燃やすごみ	燃やさないごみ											粗大ごみ	一時多量ごみ 植木剪定ごみ
		資源ごみ										その他 燃やさないごみ		
		紙資源				ペットボトル			缶	ビン				
		段ボール	雑誌・チラシ等	新聞紙	紙パック	ペットボトル								
午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで				
あ	朝日ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
い	岩園町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	伊勢町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
う	打出小椋町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	打出町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
お	奥池町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	奥池南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	奥山	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	大原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
か	大槻町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	上宮川町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	春日町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	川西町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
き	海洋町1～7番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	海洋町8～14番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	公光町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
く	楠町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	呉川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
さ	三条町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	三条南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
し	親王塚町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	清水町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	潮見町	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
す	涼風町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	精道町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
た	竹園町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	高浜町2～9番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	毎週 月	毎週 金 午前	第2・4週 月				
	高浜町1・10～20番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
ち	大東町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	茶屋之町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
つ	月若町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	津知町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
な	業平町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	南宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
に	西山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	西芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	西蔵町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	新浜町	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
は	浜町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	浜芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	浜風町(5～8番除く)	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	浜風町5～8番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	毎週 金 午前	第2・4週 金			
ひ	東芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	東山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	平田北町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	平田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
ふ	船戸町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	松ノ内町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
ま	前田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	松浜町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	翠ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
み	南浜町1～9番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	南浜町10～18番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	宮塚町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	宮川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
	緑町(1・3・4番除く)	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木			
	緑町1・3・4番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	毎週 金 午前	第2・4週 木			
や	山手町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火			
	山芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
よ	陽光町1～7番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
	陽光町8番20号	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水			
ろ	六蔵荘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金			
	若宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月			
わ	若葉町	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	毎週 火	毎週 金 午前	第2・4週 火				

申込み・予約制  
電話 22-2166  
月～金曜日の午前9時～午後4時まで

申込み・予約制  
電話 22-2155  
月～金曜日の午前7時30分～午後4時まで(昼12時～12時45分を除く)

## 9 中間処理計画

### (1) 受入可能な廃棄物等

一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、本市が行います。

#### ア ごみ及び粗大ごみの処理

##### (ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却します。

##### (イ) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却します。

##### (ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化を図ります。

#### イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とします。

##### (ア) 紙くず

##### (イ) 木くず

##### (ウ) 繊維くず

##### (イ) その他市長が必要と認めたもの

#### ウ 特定家庭用機器再商品化法による特定家庭用機器廃棄物〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電機商業組合が引き取る「兵庫方式」で処理することとします。

#### エ 在宅医療廃棄物

##### (ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理することとします。

##### (イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理します。

#### オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理することとします。

(2) 中間処理施設

- ア 名称：芦屋市環境処理センター
- イ 所在地：芦屋市浜風町 31-1
- ウ 処理設備：焼却炉・破砕機・不燃物圧縮機・切断機
- エ 処理量：焼却処理 27,493t（令和3年度見込み値）  
資源化処理 2,196t（令和3年度見込み値）

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230t/24h(115t/24h×2基)
破砕機	可 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-552SK
		処 理 能 力	10t/5h 破砕寸法 200mm以下
	不 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-452S
		処 理 能 力	5~8t/h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処 理 能 力		10t/8h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先 13t 刃元 74t
ペットボトル減容設備	型 式		油圧圧縮梱包式
	処 理 能 力		300kg/h

(3) ごみ処理施設整備計画

令和4年度より芦屋市環境処理センター施設整備基本計画を策定

10 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分します。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰，ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

- ア 委託先：大阪湾広域臨海環境整備センター
- イ 搬入基地：尼崎基地（尼崎市平左衛門町）
- ウ 埋立処分場：神戸沖埋立処分場
- エ 埋立方法：海面埋立方式（管理型）
- オ 処理量：4,384t（令和3年度見込み値）

(参考)

別途，焼却灰の一部は再資源化します。